令和３年度から令和６年度まで

厚 木 市 健 全 化 判 断 比 率
基礎数値の修正に伴う審査意見書

厚木市監査委員

令和８年８月17日

厚木市長　山　口　貴　裕　様

厚木市監査委員　石　井　　勝

厚木市監査委員　佐　野　良　人

厚木市監査委員　神　子　雅　人

令和３年度から令和６年度までの基礎数値の修正に伴う健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、審査に付された令和３年度から令和６年度までの決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和３年度から令和６年度までの厚木市健全化判断比率基礎数値の修正に伴う審査意見書

第１　監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づく審査

第２　審査の対象

令和３年度から令和６年度までの各年度の健全化判断比率のうち、審査に付された将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の期間

令和８年７月 16 日から令和８年８月７日まで

第４　審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第５　審査の結果

審査に付された将来負担比率について、算定に用いた退職手当負担見込額に錯誤による修正が生じたため再審査を実施した。審査の結果、健全化判断比率のうち、次の将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

年　度	修　正　前	修　正　後	早期健全化基準値
3	42.0	41.9	350.0
4	44.6	44.5	
5	56.2	56.0	
6	76.1	75.9	

この度の修正に係る健全化判断比率の指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定められた地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものである。今後は、再発防止に努めるとともに、適正かつ正確な算定がされることを望むものである。